

時短営業、休業での労働者補償（小柳まとめ）

支給先	事業主		労働者
雇用保険の状況	加入	未加入	未加入
助成金名	雇用調整助成金（特例）	緊急雇用安定助成金	新型コロナウイルス感染症対応 休業支援金・給付金
支給内容	休業、短時間休業を行い雇用維持をした場合に休業手当の一部を助成 助成率 10/10 （上限）1人1日 15,000円 → 5.6月は 13,500円 に減額予定		休業中に休業手当を受けられなかった方に支給 支給額：賃金相当額の 8割 （上限）1人1日 11,000円 →5.6月は 9,900円 に減額予定
対象期間	R2年4月1日～R3年4月30日 → 6 月末まで延長予定		
申請期限	支給対象期間の末日の 翌日から2ヶ月以内		～4月分 令和3年7月31日 5.6月分 未定
問合せ先	新潟労働局助成金センター 025-278-7181		専用コールセンター 0120-221-276